

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公表番号】特表2001-515505(P2001-515505A)

【公表日】平成13年9月18日(2001.9.18)

【出願番号】特願平10-540289

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 35/14

A 6 1 K 38/00

A 6 1 K 38/21

A 6 1 K 38/22

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 43/00

【F I】

A 6 1 K 35/14

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 K 37/02

A 6 1 K 37/24

A 6 1 K 37/66 G

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月9日(2005.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成17年3月9日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第540289号

2. 補正をする者

名称 イエダ リサーチ アンド デイベロプメント
カンパニー、リミテッド。

3. 代理人

住所 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号
神谷町MTビル19階

電話番号 03 (5425)1800

氏名 (9109) 弁理士 平木 祐輔



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。



(別紙)

請 求 の 範 囲

1. 中枢神経系 (CNS) における軸索の再生を促進するために、損傷若しくは疾患部位の又はその近傍の中枢神経系 (CNS) に投与するための医薬組成物の製造における、以下の (a)、(b) 又は (c) と組み合わせた同種単核貪食細胞の使用。
 - (a) 少なくとも1種の抗炎症剤、
 - (b) 酸性繊維芽細胞増殖因子 (aFGF)、トランスフォーミング増殖因子 β (TGF- β)、インターロイキン6 (IL-6)、神経成長因子 (NGF)、神経栄養因子3 (NT-3)、神経栄養因子4 (NT-4)、神経栄養因子5 (NT-5) 及び脳由来神経栄養因子 (BDNF) から選択される少なくとも1種のアジュバント因子、又は
 - (c) (a) 及び (b) の組み合わせ
2. 抗炎症剤がステロイド、非ステロイド性抗炎症剤 (NSAID)、又はトリペプチド Thr-Lys-Pro である、請求項1に記載の使用。
3. アジュバント因子が酸性繊維芽細胞増殖因子 (aFGF) である、請求項1に記載の使用。
4. 同種単核貪食細胞が、刺激された同種単核貪食細胞である、請求項1～3のいずれか1項に記載の使用。
5. 刺激された同種単核貪食細胞が、以下の (a)、(b) 及び (c) より選択される物質と共に培養することにより産生されたものである、請求項4に記載の使用。
 - (a) 皮膚又は皮膚でコンディショニングした培地、
 - (b) 少なくとも1種の神経セグメント又は少なくとも1種の神経セグメントでコンディショニングした培地、及び
 - (c) β -インターフェロン (IFN- β)、 γ -インターフェロン (IFN- γ)、腫瘍壊死因子 α (TNF- α)、インターロイキン2 (IL-2)、インターロイキン3 (IL-3)、インターロイキン4 (IL-4)、インターロイキン10 (IL-10)、単球走化性因子 (MCAF)、マクロファージコロニー刺激因子 (M-CSF)、顆粒球-

- マクロファージコロニー刺激因子 (GM-CSF)、コロニー刺激因子 1 (CSF-1)、神経栄養因子 3 (NT-3)、神経成長因子 (NGF)、脳由来神経栄養因子 (BDNF)、脂質 A、トリペプチド fMet-Leu-Phe、ムラミルジペプチド (MDP)、イオノホア A23187、又はビタミン D3 結合タンパク質
6. 神経セグメントが、末梢神経のセグメント、好ましくは同種末梢神経のセグメントである、請求項 5 に記載の使用。
 7. 刺激された同種単核貪食細胞が、同種単核貪食細胞を IL-4、IL-10 又はこれら両方を添加した培地中で培養することにより産生されたものである、請求項 5 に記載の使用。
 8. 中枢神経系 (CNS) における軸索の再生を促進するために、損傷若しくは疾患部位の又はその近傍の中枢神経系 (CNS) に投与するための医薬組成物の製造における、 β -インターフェロン (IFN- β)、 γ -インターフェロン (IFN- γ)、腫瘍壊死因子 α (TNF- α)、インターロイキン 2 (IL-2)、インターロイキン 3 (IL-3)、インターロイキン 4 (IL-4)、インターロイキン 10 (IL-10)、単球走化性因子 (MCAF)、マクロファージコロニー刺激因子 (M-CSF)、顆粒球-マクロファージコロニー刺激因子 (GM-CSF)、コロニー刺激因子 1 (CSF-1)、脂質 A、トリペプチド fMet-Leu-Phe、ムラミルジペプチド (MDP)、イオノホア A23187、又はビタミン D3 結合タンパク質より選択される少なくとも 1 種の物質を添加した培地において培養された同種単核貪食細胞の使用。
 9. 単核貪食細胞が単球又は樹状細胞である、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載の使用。
 10. 単核貪食細胞がマクロファージである、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載の使用。
 11. マクロファージが、漿膜腔から得られたマクロファージ、肺胞マクロファージ、肝臓、脾臓若しくは胸腺から得られたマクロファージ、又は骨髄若しくは血液から得られたマクロファージ前駆体を培養することにより誘導されたマクロファージである、請求項 10 に記載の使用。
 12. 投与が脊髄への投与である、請求項 1～11 のいずれか 1 項に記載の使用。